

## 先端設備に対する課税標準特例の御案内（令和7年4月1日以降取得分） －制度内容や提出書類を御確認ください－

認定先端設備等導入計画にもとづき取得された償却資産に対しては、以前から固定資産税の軽減（特例）措置が講じられていますが、令和7年度税制改正により特例の対象や特例率、適用期間等に関する制度が改正されました。

以下の各項目を御確認のうえ、該当される方は必要な書類等を御準備ください。

### 1 改正内容

	改正前	改正後
取得時期	令和5年4月1日から 令和7年3月31日まで	令和7年4月1日から 令和9年3月31日まで
賃上げ方針の 表明の要否	任意	<b>必須</b>
特例率	2分の1 (賃上げ表明で3分の1)	<b>2分の1</b> ( <b>大幅な賃上げ表明で4分の1</b> )
適用期間	取得した翌年から3年度分 (賃上げ表明で4～5年度分)	取得した翌年から <b>3年度分</b> ( <b>大幅な賃上げ表明で5年度分</b> )

改正前の特例については、青梅市ホームページの「[先端設備に対する課税標準特例の御案内（令和7年3月31日以前取得分）](#)」を御確認ください。

### 2 対象となる方

以下のいずれかに当てはまる方（租税特別措置法上の中小事業者または中小企業者）

- ・ 資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人
- ・ 資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が千人以下の法人
- ・ 常時使用する従業員数が千人以下の個人

### 3 対象となる設備

青梅市長の認定を受けた先端設備等導入計画にもとづき、令和7年4月1日から令和9年3月31日までに取得した下表の設備のうち（1）～（3）の要件をすべて満たすも設備が特例の対象となります。

設備の種類	最低取得価額
機械および装置	160万円以上
工具	30万円以上
器具および備品	30万円以上
建物付属設備※	60万円以上

※償却資産として課税されるものにかぎります。

- (1) 年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれることについて、認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資計画に記載された当市の目的を達成するために必要不可欠な設備であること。
- (2) 生産、販売、役務の提供の用に直接供する設備であること。
- (3) 中古資産でないこと

#### 4 特例率・適用期間

従業員に対する賃上げ方針（**1.5%以上**）の表明を計画内に記載した場合のみ、特例割合が適用されます。また、大幅な賃上げ方針（**3%以上**）を表明した場合は、より有利な適用期間・特例率が適用されます。

賃上げ方針の表明	適用期間	特例率
なし（特例適用対象外）	なし	なし
1.5%以上	<b>3年間</b>	<b>2分の1</b>
3%以上	<b>5年間</b>	<b>4分の1</b>

#### 5 提出書類

**先端設備等導入計画の認定を受けただけでは、特例措置は受けられません。**

以下の書類を償却資産申告書とあわせて提出期限までに課税課へ提出して下さい。

##### (1) 償却資産課税標準特例申告書

市ホームページに記載されている「償却資産課税標準の特例にかかる申告書」をダウンロードのうえ、御記入ください。

なお、適用条項欄には「先端設備」もしくは「地方税法附則第15条第43項」と御記入ください。

##### (2) 先端設備等導入計画に係る認定書（写し）

先端設備等導入計画の認定申請を受けて、同計画を青梅市長が認定したことを通知する文書です。青梅市長の公印が押されていることを確認してください。

なお、計画の変更申請をし、これが認定された場合には、当該変更に係る認定書もあわせて提出してください。

### (3) 先端設備等導入計画にかかる認定申請書（写し）

青梅市商工業振興課に提出した認定申請書一式の写しです。

なお、計画の変更申請をし、これが認定された場合には、当該変更に係る認定申請書もあわせて提出してください。

### (4) 認定経営革新等支援機関による事前確認書（写し）

「先端設備等導入に関する確認書」などの標題のものであって、先端設備等導入計画の記載内容について認定経営革新等支援機関が確認したことを証する書面です。

### (5) 認定経営革新等支援機関が発行する投資計画に関する確認書（写し）

「先端設備等に係る投資計画に関する確認書」などの標題のものであって、先端設備等に係る投資計画について、認定支援機関が中小企業等経営強化法施行規則に定める要件を満たしていることを確認したことを証する書面です。

### (6) 従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面（写し）

賃上げの方針を従業員（またはその代表者）に対して説明、表明したことを証する書面であって、従業員代表者の署名（または記名・押印）が付されたものです。

## 6 根拠法令

- ・ 地方税法附則第15条第43項
- ・ 地方税法施行令附則第11条第46項から第49項
- ・ 地方税法施行規則附則第93項から97項 （令和7年9月1日時点）

## 7 その他

- (1) 先端設備等をリースにより導入されている場合は、当該設備の**所有者であるリース会社が手続きを行う**こととなります。
- (2) 本紙に記載のない事柄で御不明の点等ありましたら、根拠法令を御覧いただくか、問い合わせ先まで御連絡下さい。
- (3) 本紙の各情報は、令和7年9月1日時点での情報です。今後税制改正等により、法令の条項ずれや内容の変更が発生することがあります。

## 8 問合せ先

- (1) 認定先端設備等導入計画に関すること  
地域経済部 商工業振興課 工業振興係（内線 2 3 4 1）
- (2) 特例措置、償却資産、固定資産税に関すること  
市民部 課税課 家屋係 償却資産担当（内線 2 1 8 3）